

平成28年度群馬県主任介護支援専門員研修 実施要綱

1. 研修目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

2. 実施主体

群馬県指定研修実施機関 社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会

3. 受講対象者

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者で、申込み時点において別紙「受講対象者について」に該当する者

4. 募集定員

80名(予定) 定員を超えた場合等は調整させていただく場合があります。

また、同一事業所から複数の申し込みがある場合、受講申込書(届出様式1)「6 申込者の優先順位」の欄に受講における優先順位をご記入ください。

5. 日程および研修内容・会場

別紙研修日程表をご確認ください。

研修会場：群馬県市町村会館 前橋市元総社町 335-8

群馬県社会福祉総合センター 前橋市新前橋町 13-12

6. 受講申込み

届出様式1の「受講申込書」及び必要書類を、平成28年6月6日(月)まで(必着)に添付の上、郵便で下記あて送付してください。

〒371-8525 前橋市新前橋町 13-12

群馬県社会福祉協議会 福祉人材課 主任ケアマネ申込係迄

◆添付書類等

- ①写真付きの介護支援専門員証の写し ※A4サイズ縦の用紙に、原寸大でコピー
- ②平成18～27年度に実施した介護支援専門員専門研修兼更新研修(専門研修課程Ⅰ)
又は平成15～17年度に実施した基礎研修課程Ⅰ若しくはⅡの修了証明書の写し
- ③平成18～27年度に実施した専門研修課程Ⅱの修了証明書の写し
- ④実務経験証明書：届出様式2

- ⑤ケアマネジメントリーダー養成研修の修了証明書の写し（該当者のみ）
 - ⑥日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャーの認定登録の写し
（該当者のみ）
 - ⑦介護支援専門員研修の講師の経歴書（任意様式）（該当者のみ）
 - ⑧居宅サービス計画一式
 - ・事例の概要（別添 提出様式1）※1
 - ・基本情報（別添 提出様式2）
 - ・課題分析（アセスメントシート）概要（別添 提出様式3）
 - ・居宅サービス計画等 ※個人が特定できないよう加工してください。
 - ア 第1表（居宅サービス計画書（1））※2
 - イ 第2表（居宅サービス計画書（2））※2
 - ウ 第3表（週間サービス計画書）※2
 - エ 介護予防サービス支援計画表 ※2
- ※1 申込段階の事例提出とは別に、研修の事例研究において別途、事例提出があります。
- ※2 上記ア、イ、ウ、エについては、居宅サービス計画（第1表～第3表）か介護予防サービス支援計画表のどちらかを選択し、様式は、群馬県社会福祉協議会ホームページよりダウンロードしてご使用ください。なお、定められた様式以外は受け付けません。

7. 受講者の決定（6月23日（木）発送予定）

受講決定者につきまして、受講決定通知を事業所宛に送付いたします。

受講要件に該当しない場合は不受理通知をお送りいたします。

※ 6月27日（月）までにいずれかの通知が届かない場合は、群馬県社会福祉協議会 福祉人材課まで電話連絡(027-255-6035)をお願いいたします。

8. 受講料 47,000円（納付方法は受講決定時にお知らせいたします）

お支払いいただいた受講料は返金できませんので、ご了承ください。

9. 修了証明書

全日程を受講し、修了評価において主任介護支援専門員研修の内容を修得されたと認められる者に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書を交付します。

修了証明書の有効期限は5年間です。

※研修時間中は、携帯電話の電源を切ってください。

研修態度が不適切な場合、修了証明書の交付は行いません。また、その場合でも、受講料の返金はしません。

10. 個人情報の取扱いについて

受講申込書及び添付書類の記載事項は、群馬県介護支援専門員研修の運営、特に受講資格確認、名簿登録、修了証明書発行業務以外の目的には使用いたしません。

11. 不正等の扱い

受講要件等の不正が確認された場合は、確認できた時点の対応となり、受講を取り消したり、研修終了後は修了者名簿より削除する場合があります。

12. 問い合わせ先

社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会 福祉人材課

TEL027-255-6035 FAX027-255-6040

受講対象者について

主任介護支援専門員の役割（多職種との連携、介護支援専門員に対する助言指導、地域包括ケアシステム構築に向けた地域づくり等）を実践する意思のある者で、居宅サービス計画等を提出することにより、研修実施機関においてその内容を確認し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者のうち、申込時点（実務経験年数においては研修初日前日の平成 28 年 7 月 10 日現在）で次の（1）から（5）のすべての要件を満たす者。

- （1）現に群馬県で介護支援専門員として従事している。
- （2）専門研修課程 I 及び II の修了者である。
- （3）12 日間の研修をすべて受講できる。
- （4）本研修の事例研究で使用する実践事例や事前課題（居宅サービス計画等）を提出することができる。
- （5）次のいずれかの項目に該当する者。（ただし、経験年数はそれぞれの項目ごとの合計年数とする。）

該当要件
<p>A 専任の介護支援専門員の実務経験が5年（60ヶ月）以上 専任(常勤かつ専従)の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60ヶ月）以上である者。 ・「専従」とは介護支援専門員業務以外の職務には従事していないことをいう。 ただし、居宅介護支援事業所に勤務している介護支援専門員については、当該事業所の管理者との兼務に限り、該当期間として算出できるものとする。（居宅介護支援事業所以外の事業所・施設の管理者やほかの職種（生活相談員、看護師等）等との兼務期間は算定できません。） ・当分の間、次の期間は、専任の介護支援専門員として従事した期間とみなす。 地域包括支援センターに常勤（専従・兼務を問わず）で配置されていた場合（保健師配置、社会福祉士配置を含む）であって、介護支援専門員の資格（介護支援専門員証の交付を受けていることが必要）を有してから、介護予防ケアプランの作成を行っていた期間</p>
<p>B 日本ケアマネジメント学会の認定ケアマネージャー等 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成 14 年 4 月 24 日老発第 0424003 号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャーであって、専任（常勤専従）の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36か月）以上である者（ただし、常勤で、居宅介護支援事業所の管理者との兼務は、期間として算定できるものとする。）</p>
<p>C ケアマネジメントリーダー養成研修修了者 介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号イの（3）に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、地域包括支援センターに配置されている者。「主任介護支援専門員に準ずる者」とは次の①～③のすべての要件を満たす者をいう ①ケアマネジメントリーダー養成研修（H14～17 年度に開催された国の研修）を修了した者 ②介護支援専門員としての実務経験を有する者 ③介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援などに関する知識と能力がある者</p>
<p>D-ア 介護支援専門員としての実務経験が5年以上あり、県が実施する介護支援専門員研修において講師を務めた経験があるか、現に務めている者で県が適当と認める者。</p>
<p>D-イ 居宅介護支援事業所と在宅介護支援センターとの兼務で、通算5年（60か月）以上の介護支援専門員の業務に従事している者。 ・在宅介護支援センターが同一敷地内にあり、常勤で相談員として勤務している者。</p>

※昨年度まで対象となっていたD-ウ（群馬県内の地域包括支援センターに限り実務経験3年で受講可）は、本年度（平成28年度）より対象外となりました。

「介護支援専門員として従事」、「介護支援専門員としての実務経験」について

下記【対象事業所等一覧】の事業所又は施設において、介護支援専門員として介護サービス計画書の作成等を行うことを指します。

下記の事業所又は施設で就労していたとしても、単に要介護認定の調査業務のみを行っていた場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行う等、介護サービス計画書の作成を行っていない場合は、実務経験として認められません。

【対象事業所等一覧】

- ① 居宅介護支援事業所
- ② 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- ③ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
- ④ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
- ⑦ 介護予防支援事業者
- ⑧ 地域包括支援センター
- ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護
- ⑩ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

研 修 日 程 表

回数	日程	時間	形式	研修科目等	28年度 講師	会 場
1	7月11日(月)	9:30 ~		開講式 オリエンテーション	山田圭子	社会福祉総合センター 601 研修室
		10:00 ~ 16:00	講義	主任介護支援専門員の役割と視点 (地域包括支援センターの運営を含む)		
2	7月12日(火)	10:00 ~ 16:00	講義	ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	山田圭子	社会福祉総合センター 601 研修室
			講義	人材育成及び業務管理		
3	7月20日(水)	9:30 ~ 16:30	講義	ターミナルケア	梨木恵実子	社会福祉総合センター 601 研修室
			講義	運営管理におけるリスクマネジメント	根岸信貴	
4	7月21日(木)	9:30 ~ 16:30	講義・演習	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び他職種協働の実現 (新)	山田圭子	社会福祉総合センター 601 研修室
5	7月26日(火)	9:30 ~ 16:30	講義	対人援助者監督指導 1	荒井浩道	市町村会館 大研修室
6	7月27日(水)	9:30 ~ 16:30	演習	対人援助者監督指導 2	荒井浩道	市町村会館 大研修室
7	7月28日(木)	9:30 ~ 16:30	演習	対人援助者監督指導 3	荒井浩道	市町村会館 大研修室
8	8月1日(月)	9:30 ~ 16:30	講義	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開 1	山田圭子	市町村会館 大研修室
9	8月2日(火)	9:30 ~ 16:30	演習	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開 2	山田圭子	市町村会館 大研修室
10	8月3日(水)	9:30 ~ 16:30	講義・演習	地域援助技術	荒井浩道	市町村会館 大研修室
11	8月10日(水)	9:30 ~ 16:30	演習	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開 3	山田圭子	市町村会館 大研修室
12	8月12日(金)	9:30 ~ 16:30	演習	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開 4	山田圭子	市町村会館 大研修室
		16:30 ~		閉講式		